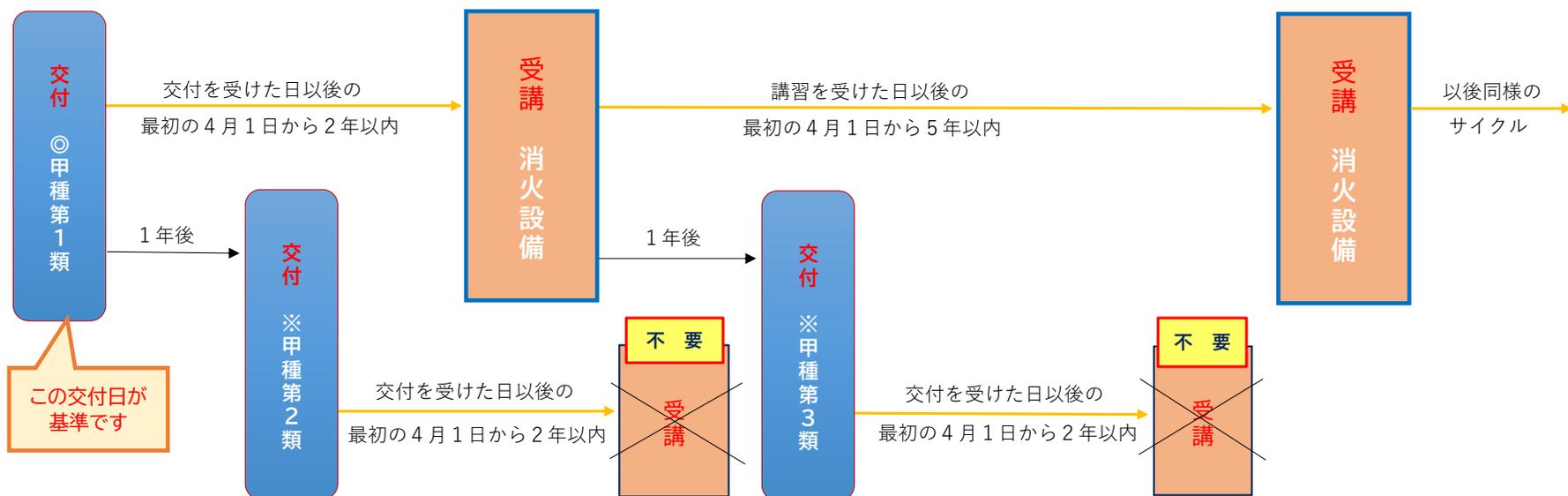


【消防設備士講習の受講期限の運用例について】

講習区分「消火設備」(甲種・乙種1、2、3類)に該当する免状を所持している場合

(「警報設備」及び「避難設備・消火器」も同様です)



※講習区分が同一である免状の交付を受けた場合は、一番最初の免状交付日◎が基準になります。

※講習区分が違う免状の交付を受けた場合は、上記の例は該当しません。

※講習区分とは……

講習区分	免状の区分
消火設備	甲種・乙種 第1類
	甲種・乙種 第2類
	甲種・乙種 第3類
警報設備	甲種・乙種 第4類
	乙種 第7類
避難設備・消火器	甲種・乙種 第5類
	乙種 第6類